

#### 4－6 政務調査費の全体的な使用上の配慮

政務調査費の使途基準別の使用状況を各団体の調査から見ると。特に、視察のために政務調査費の大半を使ってしまっているのがある。政務調査費の目的は、議員が政務調査費を調査研究に資するために使うにであるから、その結果、審議能力の向上になり、議会が活性化されること求めていることから、政務調査費の使途基準のなかでも調査研究費、調査旅費、資料購入費に重点的に使用されるべきである。

## 4－7 政務調査費の監査の制度化

条例のところで述べたように、政務調査費の交付額及び使用内容等をチェックするシステムが必要である。

第1は、収支報告書、視察・研修報告書、領収書等が会派または議員から議長に提出されたら、議長がこれらを審査し、目的外使用、不適切な使い方について、返還または指導ができる規定を条例に規定しておくこと。

第2に、監査委員が議会の監査をできるようにすること。江戸川区の監査委員は、区議会の政務調査費の監査をしている。これについて、県議会例は、「条例に視察・研修報告書、領収書等添付をしないのは、知事が必要あれば地方自治法第221条第2項の規定に基づく調査、報告を求める権限によりこれら証拠書類について調査等を行うことができる事から、敢えて条例に定めるまでもない」として、「別途必要により議長において、議長に提出された報告書の写しを知事に参考送付することで足りると考えられることから、規程にその旨定めることにした」と述べている。

第3に、知事または地方公共団体の長は、必要があれば調査をするのでなく、毎年調査をするように決めておくべきである。

第4に、千代田区議会は行っている、千代田区政務調査費交付額等審査会を設けて第三者機関により審査ができる制度を設けるべきである。鳥取県においても平成16年度から実施されようとしている。

第5に、会派又は議員が自ら、政務調査費の目的を認識して、審議能力の向上及び、議会活性化のために使用することを再確認にして、使用すること。

最後に、市民（住民）は、住民の代表である議員又は会派の政務調査費が審議能力の向上及び議会活性化、そして自治体の発展に寄与しているかを監視するべきである。

第6に、元郡山市議会の政務調査詐欺事件は、同市議が他の事件で取調べ中に発覚したことから、私文書偽造、同行使、詐欺の疑いで逮捕、起訴され、有罪の判決が平成16年5月17日福島地裁郡山支部にてくだされた。

この判決で裁判長は、「当時の政務調査費交付方法については、領収書を提出すれば特別の審査もなく支払われ、犯行の余地のある仕組みになっていた」と審査方法について言及している。

のことからも、政務調査費の使用については、厳正な扱いをするべきである。

## 5－1 政務調査費の目的の再確認

現在、地方議会の会派又は議員に支給されている政務調査費は、平成12年の地方自治法改正によって平成13年度から施行されたものである。

この法令の趣旨は、地方分権の進展に対応した「地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化していくことが不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究等の助成を制度化し、あわせて情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要になっております。」と第147回国会衆議院地方行政委員会にて、法律案起草の説明がなされ、「地方公共団体は、条例により、地方議会の議員の調査研究に資する必要な経費の一部として、議会における会派または議員に対し、政務調査費を交付できるものとする」というものである。

従って、「政務調査費」は、地方自治法改正前の従来の「公益上必要」とされたものでなく、「地方議会の会派又は議員の調査研究に資するために必要な経費」として交付されるものである。

法改正の主眼は、従来の地方議会は、地方分権推進委員会の勧告にあるように、議会及び議員としての権能である監視、政策立案を充分果たしていないので、地方分権に対応できるようにするために、議会の活性化を求めた。この勧告の中でも「議会の公開」と「議員の資質向上のための研修」が含まれている。

現実に、地方議会の機能低下を活性化するためには、議会の公開、議決権の拡大、議員提案権の緩和など外形的な改革は必要であるが、その担い手である議員が、それに対応できなければ議会の活性化はできない。

それを、「政務調査費は、議員活動のために交付されているのである」という全国都道府県議会議長会の認識のもと、報酬では休会中の議員活動がで

きないから報酬とは別に議員活動の補助金として扱っているとことが問題である。

ある長野県議は、「私達の会派ではあくまでも「会派の政治活動」のため調査費や文書費、交通費として使用し、その使途については必ず領収書を添付し、透明化を図る努力をしている。会派所属議員は組織活動費としての使用である。全国都道府県議会議長会の一定の見解に沿ったものである」といっている。これは政務調査費の法令趣旨を誤って解釈している。

このような過った解釈のもとに政務調査費で「県会だより」を出している。これは、まさしく政務調査費を「議員としての政治活動」に使用しているのである。

これら政務調査費の誤った目的認識を改めなければならない。

## 5－2 政策提案・議員の審議能力向上及び議員の資質向上

地方議会議員の資質について、住民の73.7%は「議員にふさわしい資質、見識、能力があると思わない」（「いま問われる地方議会」）とみている。

地方議会を活性化するには、まず議員自ら勉強、研修して資質を高めること、それと平行して議会運営の改善、法規制の緩和（議員提案権など）を求めることが地方自治経営学会（昭和60年に「地方議会・議員の実態、問題点と改革の方向」）で述べられている。

このことから、政務調査費は、「議員の資質を一層陶冶すること、調査能力の向上を図り、自らの判断と責任において住民との信頼関係を確立（畠山栄介「政務調査費」自治実務セミナー2001、2）するために使われるべきである。

ところで、政策提案、議員の審議能力向上及び議員の資質向上を図るためには、制度的には、一般質問を「一括質問一括答弁」方式から「一問一答」方式にして、すべての会議を公開するなどの議会運営を改革する必要がある。

例えば、一般質問内容を調査に裏付けされた充実したものにするため、政務調査費で質問に関係ある事項を調査・研究できるのである。また、常に地方自治に関係した情報を収集するため、『自治日報』、『地方自治データファイル』、『地方自治講座』などを政務調査費で購読しておくべきである。また住民のニーズを把握するために住民懇談会、アンケート調査などを行うなどしておけば、より内容のある一般質問ができる。

ところが、政務調査費の使用実態を見ると、従来型の行政視察を行っているのが多い。その視察目的が何のためにしたのか、視察報告書が簡単で、本当に市政のためになっているのか疑わしい事例が多い。

そのためにも、視察をしたときは、何のための視察か、その成果はどう生かせるのか等の視察報告書の提出を義務付け、公表すること。矢板市議会は、

議員が政務調査費で研修・視察した報告書を執行部に配布し参考に供している。こうすることで視察・研修が議員の自己啓発となり資質を向上させ、議案に対する審議能力を向上させることになる。

従って、政務調査費の使用は、会派又は議員の自由であるので、政策提案・議員の審議能力向上及び資質向上のためにも、使途基準の研修研究費、調査旅費、資料購入費を重点に使用されるのがのぞましい。

更に、政務調査費の使用内容は、収支報告書、領収書、視察報告書、また実績報告書、調査報告書、資料購入一覧表、その他詳細な明細書等は、公表するべきである。政務調査費は、税金を使用しているのですから、納税者である住民に説明する責任があり、当然の義務である。

これから的地方議会は、議員同士の議論ができる議会でなければならない。これまでの議会は、質疑はするが議員同士の議論がない。議論をするには、その議題、また案件（議案）について、事前に調査研究しておかないと、その議論は本質の問題まで論及できない。そのためにも政務調査費は、議員が調査研究をして、議論に対応できる情報収集、知識の充実に努めるためのものである。そのことで政策提言、政策立案が可能とある。

従って、政務調査費の主要な内容は、研修研究費、調査旅費、資料購入費に重点をおくべきである。

### 5－3 政務調査費と議員研修条例の連動

政務調査費とは、会派又は議員の調査研究に資するために必要な経費であり、条例を定めることにより、交付金として受けられるのであるから、その一部である研究研修費、調査旅費などに使用する金額を各自拠出して、議員の政策提案・議員の審議能力向上及び議員資質向上のため研修システムを構築するべきである。

現実に、議会活性化と議員資質向上のために、議員研修を条例化している議会がある。

高知県大正町議会、福岡県苅田町議会、茨城県守谷市議会、神奈川県湯河原町議会、静岡県三日月町議会、埼玉県大井町議会などである。

\* 議員研修条例については、宮沢昭夫「開かれた地方議会論」(花伝社)を参照。